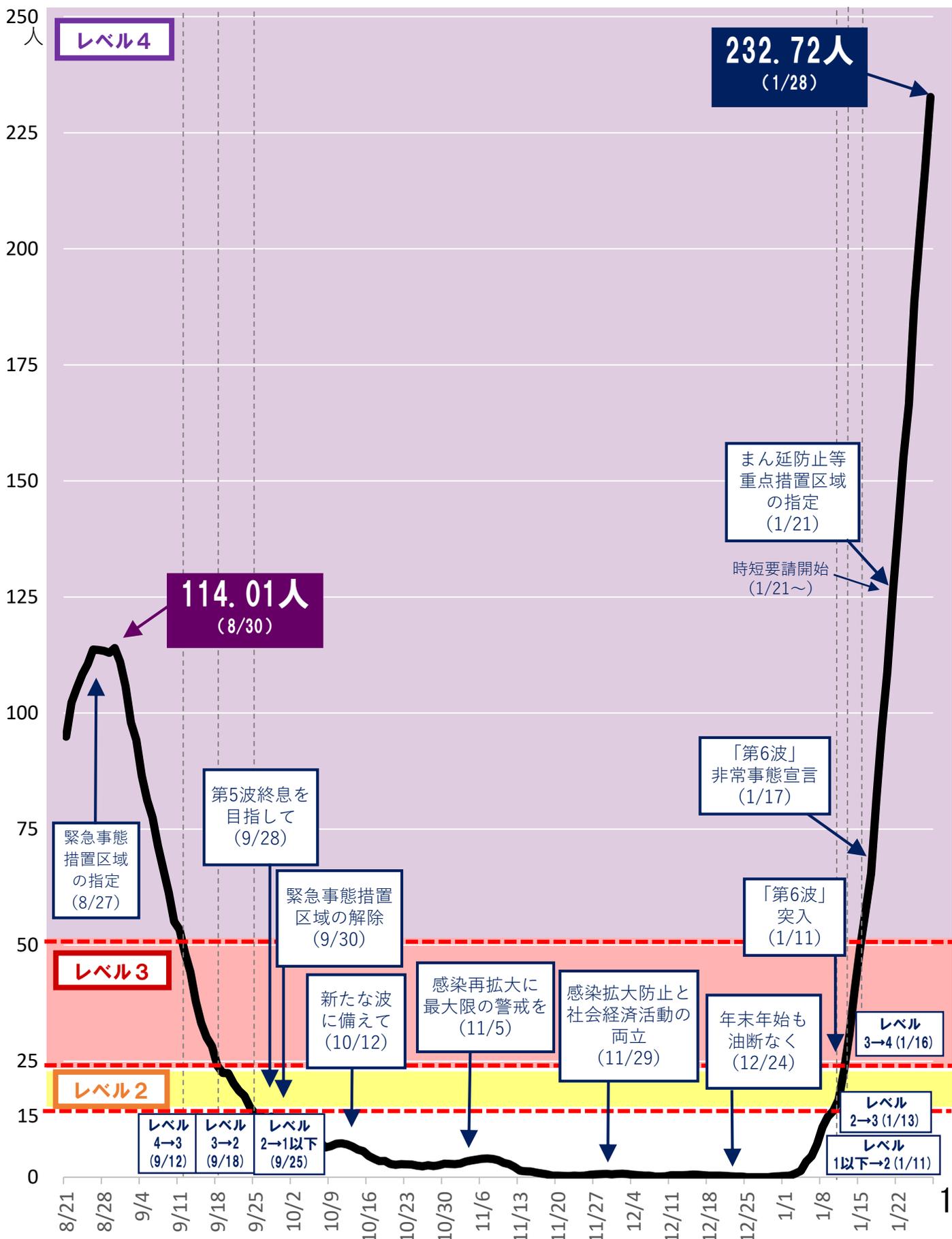
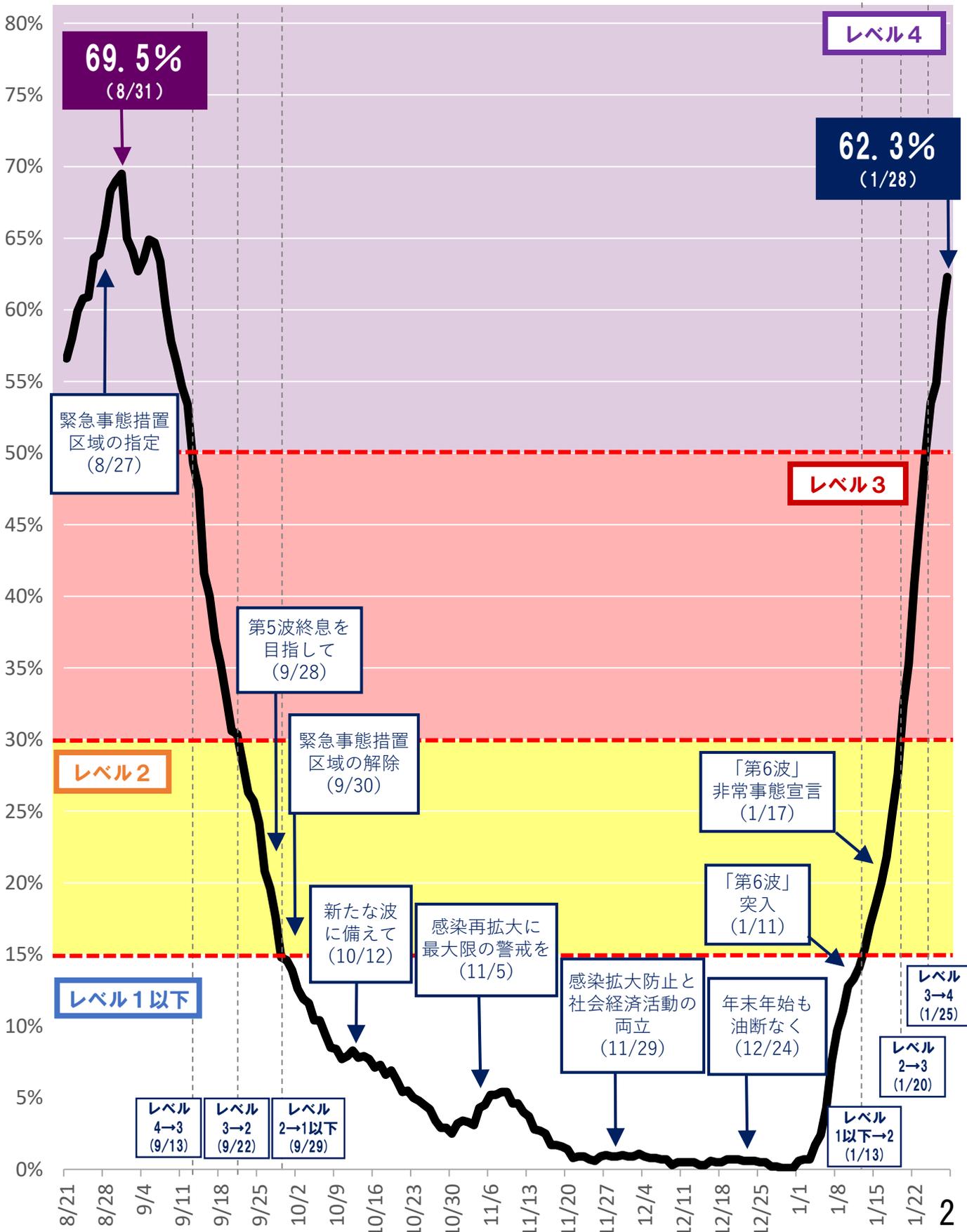


県の10万人あたり新規陽性者数 (7日間移動合計)の推移と県の対策

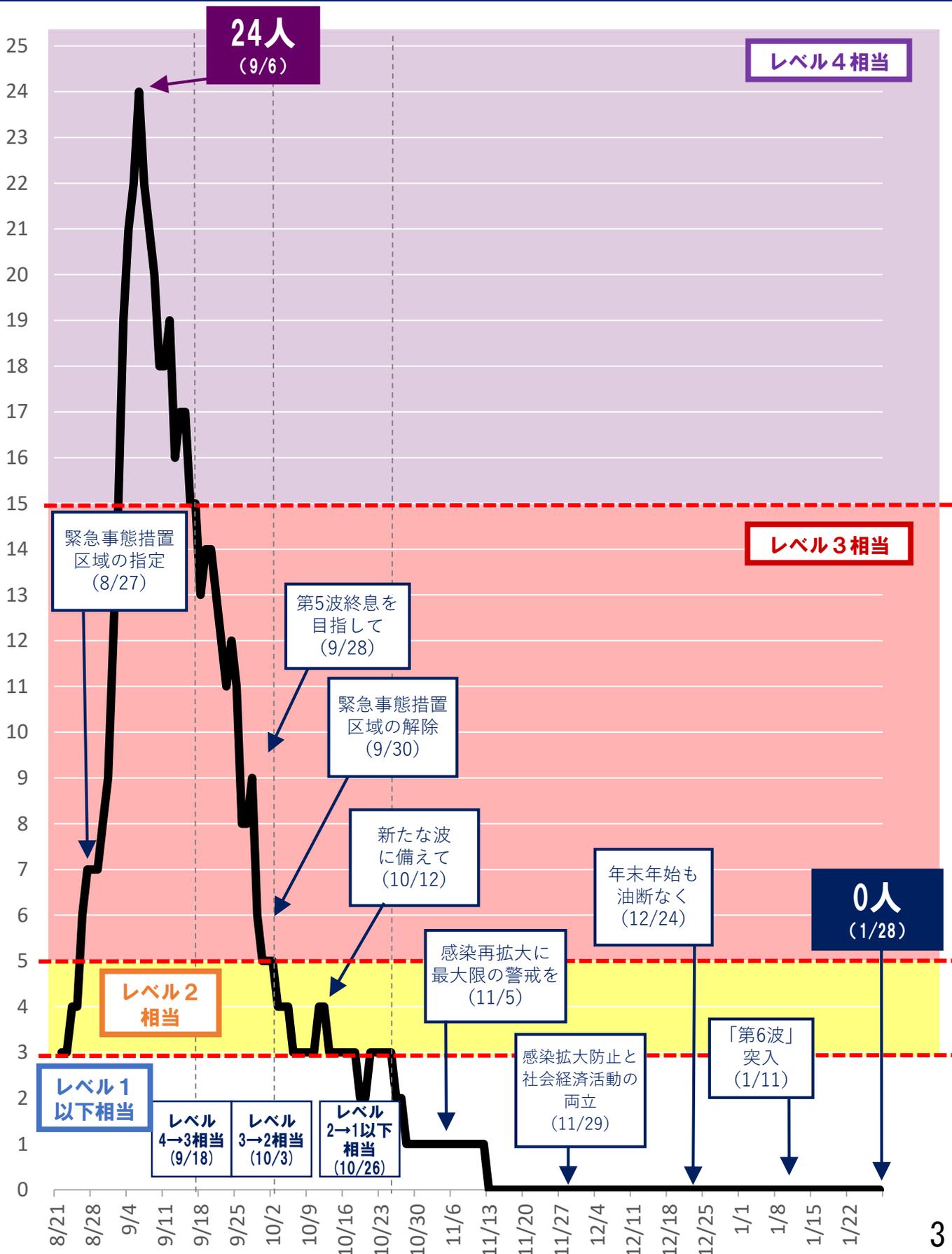
資料1



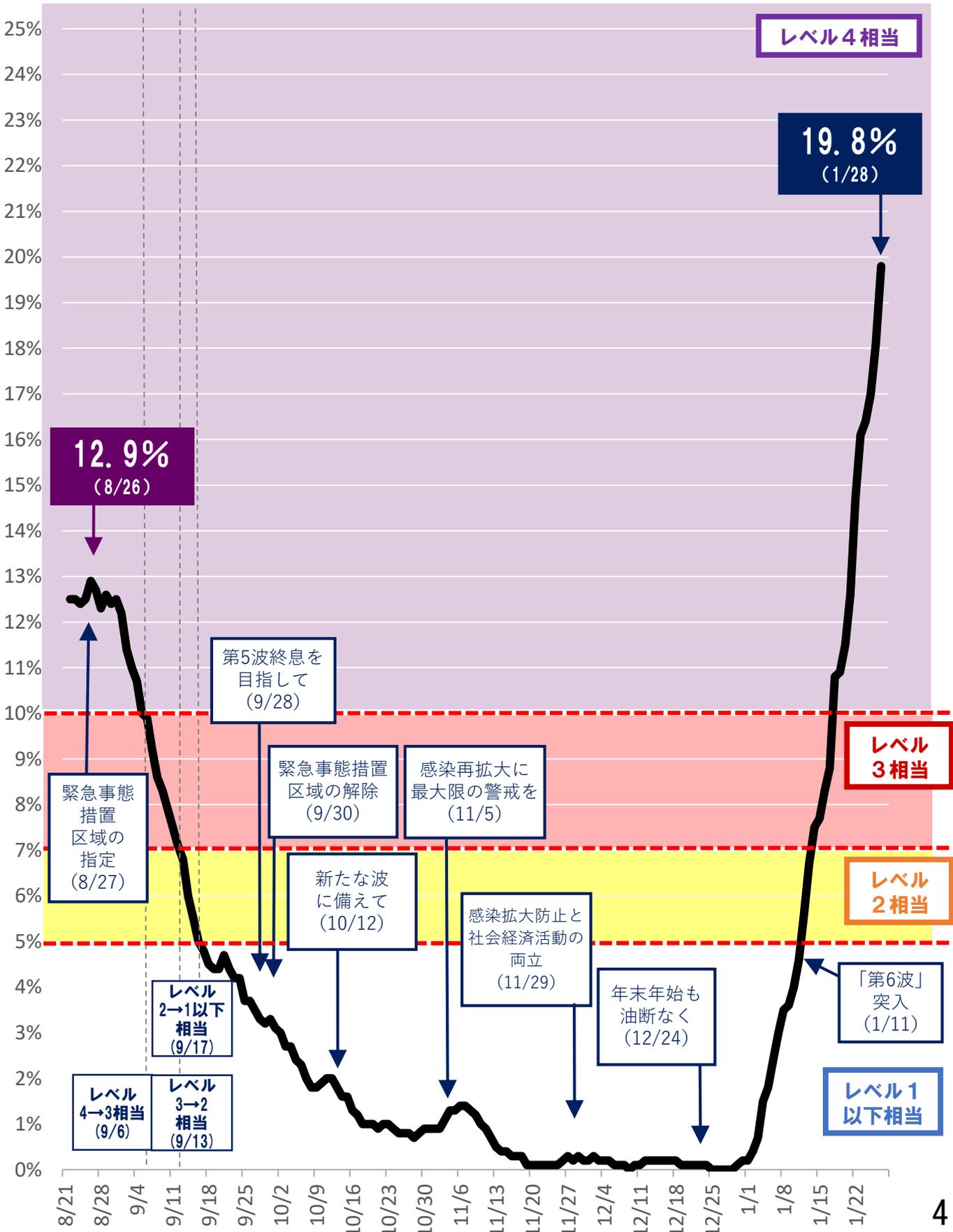
県の病床使用率の推移と対策



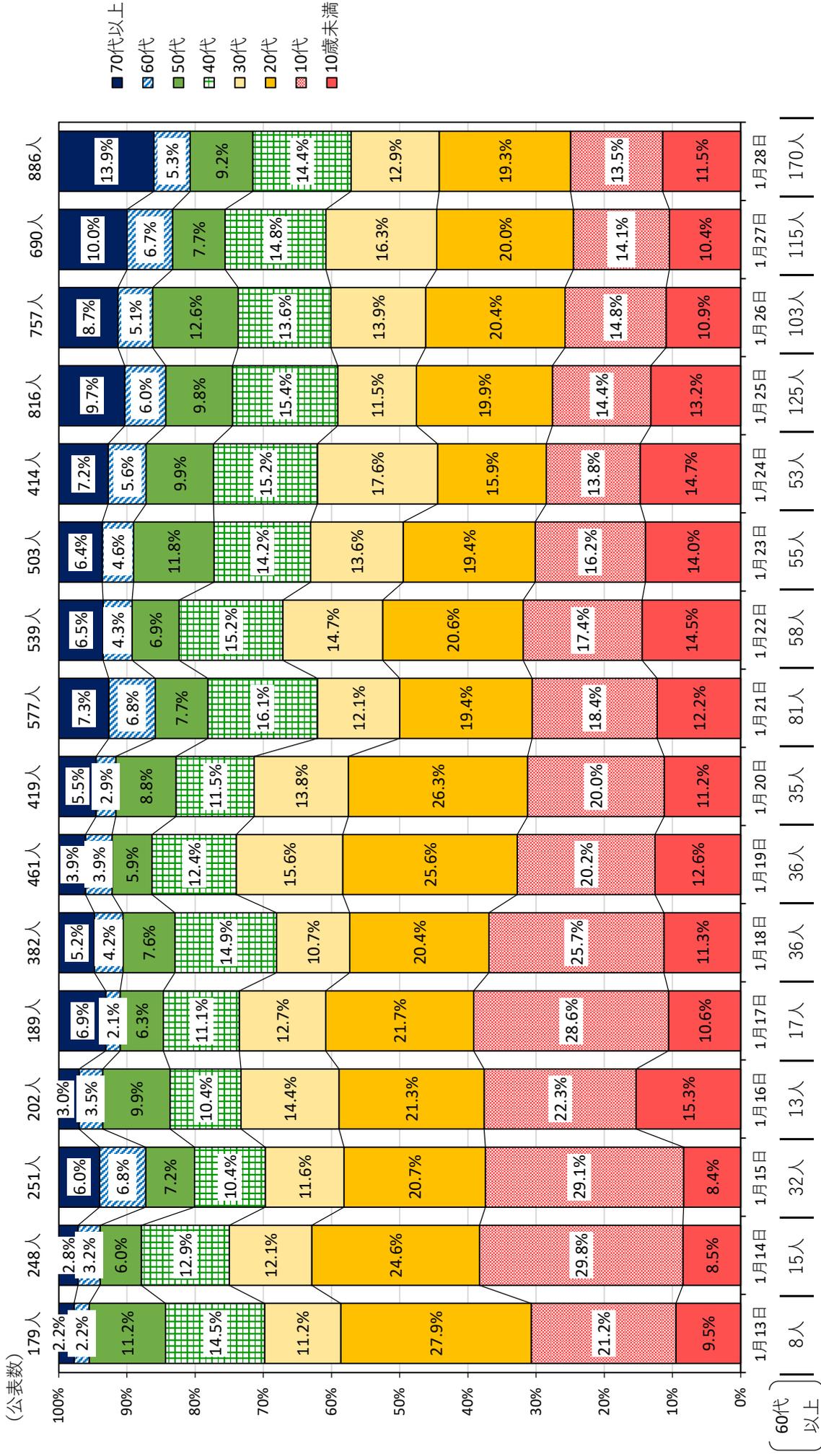
重症者数の推移と対策



陽性率（7日間移動平均）の推移と対策

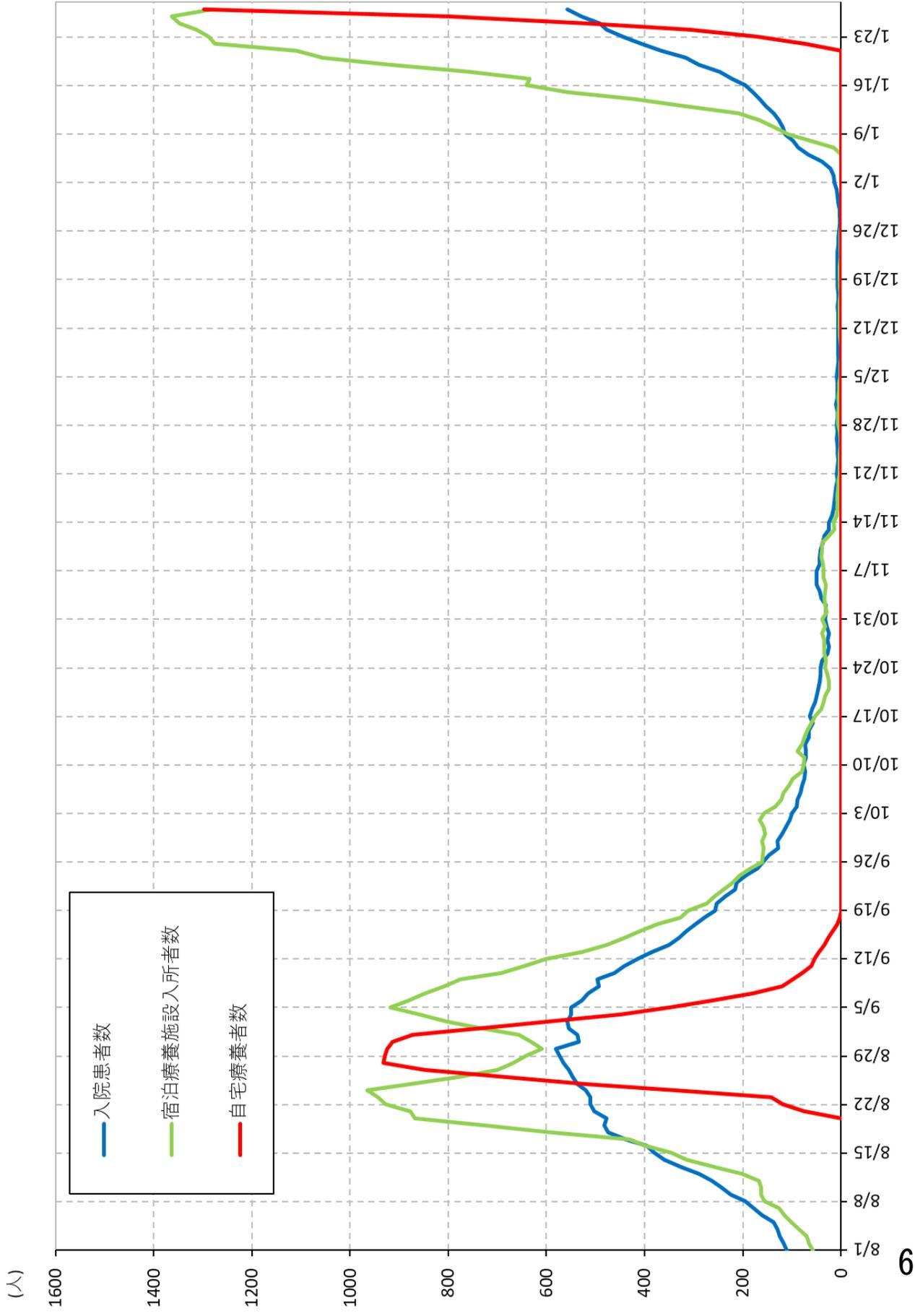


感染状況の分析(陽性者の年齢構成)



※年代調査中の陽性者を除く

岐阜県の療養者数の推移



市町村別の感染状況（1月28日公表分まで）

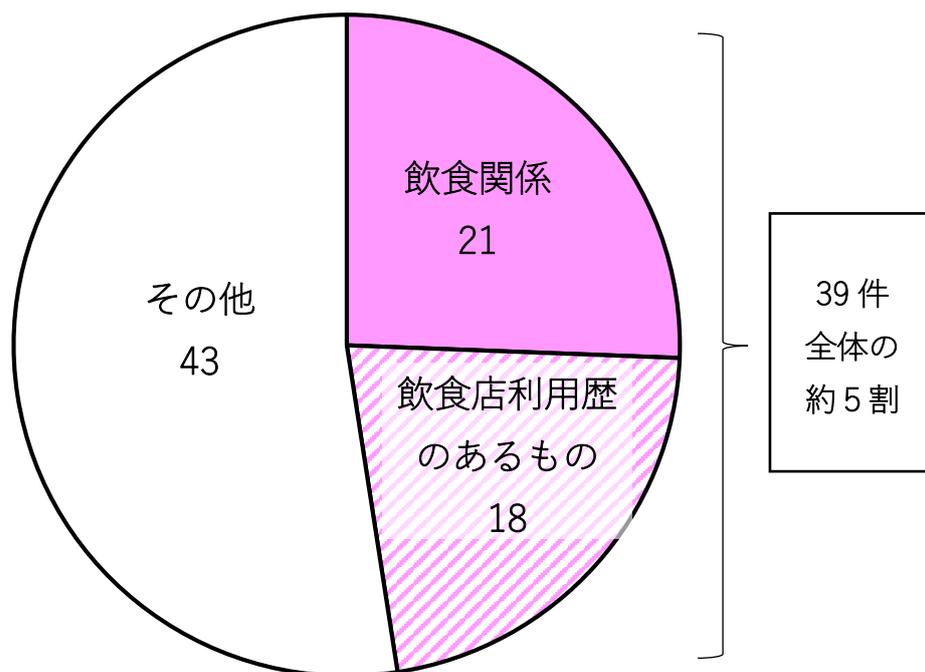
市町村	人口	陽性者数					
		累計	12/27以降 (12/27~1/28)	直近一週間（1/22~1/28）			
順位	人口10万対			順位		順位	
岐阜市	402,557人	6,246人	1,676人	1,002人	1	248.91	13
大垣市	158,286人	2,426人	709人	394人	2	248.92	12
高山市	84,419人	664人	322人	271人	5	321.02	2
多治見市	106,732人	1,377人	393人	224人	7	209.87	18
関市	85,283人	959人	320人	186人	9	218.10	17
中津川市	76,570人	698人	159人	59人	17	77.05	37
美濃市	19,247人	215人	63人	29人	29	150.67	29
瑞浪市	37,150人	440人	150人	75人	12	201.88	21
羽島市	65,649人	854人	325人	194人	8	295.51	5
恵那市	47,774人	395人	148人	46人	22	96.29	33
美濃加茂市	56,689人	1,460人	476人	256人	6	451.59	1
土岐市	55,348人	808人	228人	116人	11	209.58	19
各務原市	144,521人	2,116人	663人	390人	3	269.86	11
可児市	99,968人	2,005人	542人	305人	4	305.10	4
山県市	25,280人	267人	63人	40人	25	158.23	27
瑞穂市	56,388人	957人	277人	158人	10	280.20	10
飛騨市	22,538人	62人	22人	11人	35	48.81	41
本巣市	32,928人	375人	100人	54人	19	163.99	26
郡上市	38,997人	173人	52人	32人	28	82.06	36
下呂市	30,428人	171人	76人	28人	30	92.02	35
海津市	32,735人	384人	148人	75人	12	229.11	16
岐南町	25,881人	470人	153人	73人	14	282.06	9
笠松町	22,208人	375人	95人	65人	15	292.69	6
養老町	26,882人	344人	114人	63人	16	234.36	15
垂井町	26,402人	253人	70人	48人	21	181.80	24
関ヶ原町	6,610人	59人	11人	4人	40	60.51	39
神戸町	18,585人	209人	54人	38人	26	204.47	20
輪之内町	9,654人	97人	36人	12人	33	124.30	31
安八町	14,355人	210人	68人	41人	24	285.61	8
揖斐川町	19,529人	179人	68人	38人	26	194.58	23
大野町	22,041人	133人	19人	11人	35	49.91	40
池田町	23,360人	173人	59人	42人	23	179.79	25
北方町	18,139人	304人	89人	58人	18	319.75	3
坂祝町	8,071人	131人	34人	16人	31	198.24	22
富加町	5,626人	45人	18人	8人	37	142.20	30
川辺町	9,860人	109人	24人	15人	32	152.13	28
七宗町	3,402人	23人	3人	1人	41	29.39	42
八百津町	10,195人	130人	15人	12人	33	117.70	32
白川町	7,412人	40人	12人	7人	38	94.44	34
東白川村	2,016人	22人	13人	5人	39	248.02	14
御嵩町	17,516人	222人	76人	51人	20	291.16	7
白川村	1,511人	3人	1人	1人	41	66.18	38
県外その他		388人	92人	51人			
岐阜県計	1,978,742人	26,971人	8,036人	4,605人		232.72	

※ 順位：陽性者数・人口10万対の多い順

※ 人口：総務省統計局「令和2年国勢調査 人口等基本集計」（R2.10.1時点）

第6波におけるクラスターの発生状況について

【1月1日から1月22日(時短協力要請前)まで 82件】



<飲食関係及び飲食店利用歴のあるもの主な事例>

- 成人式の2次会で同級生と店舗で飲食
- 子どもを保育園に送った後、複数の友達と喫茶店へ行き飲食
- 職場の多くの同僚と勉強会及び食事会を開催

参考

「濃厚接触者の待機期間」、いわゆる「検査なし診断」 など、直近の国のルールの主な変更点

1 濃厚接触者の待機期間(1月5日国通知、1月28日改正)

今後、自宅療養や宿泊療養を行う体制が整った自治体について、感染急拡大が生じた場合には、以下の対応が可能。

- ・陽性者との接触等から原則7日間（8日目に解除）
- ・社会機能維持者（エッセンシャルワーカー）は、2日にわたる検査を組み合わせることで、5日目に解除

※ただし、10日間を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認等を行うこと

2 無症状者(無症状病原体保有者)の療養解除期間 (1月5日国通知、1月28日改定)

- ・検体採取日から7日間を経過した場合、療養解除

※ただし、2の濃厚接触者と同様、10日間を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認等を行うこと

3 外来診療の対応(1月 24 日国通知、1月28日一部改正)

1. 地域の感染状況に応じて、診療・検査医療機関への受診に一定の時間を要する状況となっている場合、自治体の判断で以下の対応を行うことが可能。
 - (1) 発熱等の症状がある場合でも、重症化リスクが低いと考えられる方については、受診前に抗原定性検査キット等で自ら検査していただいた上で受診することを呼びかけ、医師の判断で、受診時に再度の検査を行うことなく、本人が提示する検査結果を用いて確定診断を行う。
 - (2) 同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断を行う。
2. 地域において外来医療のひっ迫が想定される場合、自治体の判断で以下の対応を行うことが可能。
 - (1) 症状が軽く重症化リスクが低いと考えられる方について、自らが検査した結果を、行政が設置し医師を配置する健康フォローアップセンターに連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受ける（※IT活用を想定）。